

教育合同

2023年2月15日
第691号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替0960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka (EWA)
発行人 増田 俊道
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

大阪府事件 府労委が申立を却下 闘いの場は中労委へ

2020年度から導入された会計年度任用職員制度に伴い、大阪府は不誠実ながらも交渉事項としてきた非常勤職員等臨時職員の次年度労働条件(雇用)についての団体交渉を管理運営事項であるとして明確に回答拒否をしてきました。組合は、会計年度任用職員への位置づけ変更は労働者への不利益変更であってはならないことから、この間、大阪府の団交拒否等を大阪府労働委員会(府労委)へ救済申立を行なってきました。

府労委が申立を却下

2023年1月16日、府労委は

21年度事件について、組合に救済申立を行う申立人適格がないとする決定書を交付しました。その理由は、一般職地方公務員は労組法適用が除外されているため不当労働行為救済制度は適用されない、というシンプルなものでした。組合は、一般職公務員であっても会計年度任用職員などには、現行の人事委員会制度は機能しないのだから不当労働行為救済制度が適用されると主張してきましたが、府労委はその主張の審査を行いませんでした。また解雇争議中の労組法適用者については、解雇されたのだから継続雇用を

求めていることにはならない、と不思議な論理を展開しました。

3年で雇止めの危機?!

会計年度任用職員については、今年度末に大量雇止めが生じると危惧する声があがっています。制度導入時に総務省が示した3年を限度とした契約更新についての考えが影響していますが、これは国の非正規職員を基本としたものに過ぎません。実際、組合がこれまで行った各自治体の交渉でこのことを理由に雇止めを示した所はありません。一方、大阪府では毎年度、

「新たな任用」であるとして組合との交渉を拒否しているのです。

中労委への再審査申立

非正規公務員の最も重要な労働条件である次の雇用について、組合に結集して交渉する権利がないとした今回の府労委決定は許せるものではありません。

組合は、1月24日付けで中央労働委員会への再審査申立を行い、無権利状態の非正規公務員の問題を国を闘いの場にして問い続けていくこととしました。

酒井さとえ(書記長)

高校支部定期交渉 「管理運営事項」と回答拒否多発

1月20日、高校支部の定期交渉が行われました。支部が要求した資料は、前日の17時にやっと届き、これでは資料の数字を検討し交渉に使うことなど到底不可能であり、わざと遅らせているのではないかと疑いさえ抱かせる府教委の対応でした。

「管理運営事項」で終わり?

要求項目は時間外労働の削減やILO勧告を尊重した学校教育など多岐にわたりましたが、これらの要求に対して、例えば改善をすとか、予算をつけるようにしますなどといった具体的な回答は全くできていませんでした。それもそのはず、そういう回答ができる人間が交渉の場にはいないの

ですから、まともな回答などできるわけありません。また、府教委側が、「管理運営事項」だといって回答を拒否した項目が例年になくありましたが、それらが労働条件に関わるのであれば、この場で交渉項目として応じる、といながら、管理運営事項としたものについては一切回答を用意していませんでした。たとえ労働条件に関わるということが明らかになったとしても答えない、という姿勢は、思考停止ぶりをますます明らかとするものです。

要求資料さえ精査できず

あるいは、司書教諭が各学校内で図書館業務に携わっているかどうかについての資料

を要求しましたが、これは、現存文書はないので、各校長に司書教諭の所属分掌をアンケートしてほしい、とかなり詳しく説明して要求したにもかかわらず、出てきた資料は、各学校の学校要覧にある職員所属校務分掌表のコピーでした。これで所属分掌がわかる学校は約3分の2しかなく、残り3分の1は、所属校務分掌表に個人名が載っていない

ので、司書教諭の所属分掌はわかりません。コピーを取りながら、これは要求された内容のものではないことは府教委も自覚しているはずですが、要求した資料と違うものをいけしゃーしゃーと何の恥じらいもなく出してくるあたり、大阪の教育は大丈夫かと心配にさせるものでした。

労働条件が労働者にとって、どれほど重要な問題であるか

を理解できない当局とは実りのない、怒りしかない交渉となりました。

上遠野 浩一
(高校支部代表)



ウィザス 不当労働行為について組合へ謝罪文手交

2022年11月21日、大阪府労働委員会（府労委）は、（株）ウィザスに対して、団体交渉を拒否しているとして不当労働行為を認定しました。不当労働行為は、労働組合法第7条で、企業が労働者や労働組合に対して禁止している行為です。不当労働行為が認定されるのは、企業としてその社会的意義を問われる重大な事態です。

そもそも、労働者を尊重し、労働組合ときちんと向き合う姿勢があれば不当労働行為は起こり得ません。団体交渉に応じず、話し合いで解決を図る姿勢がなかったため、組合

は府労委に計3件に及ぶ救済申立を行ったのです。

文書手交だけが目的ではない

組合は府労委命令後、ウィザスに命令履行と府労委で係争中である事件の解決を要求する団交を申し入れました。

それに対してウィザスは、手交の場としての約束が成立していないのに、組合事務所を一方的に訪問し、謝罪文書を渡そうとしたり、郵送してきたりなどして、その姿勢は本当にこの事態を理解しているのか、疑問符が付くものでした。そして、2023年1月24日によろやく約2年ぶりの団体交渉が行われ、そこで謝罪

文書の手交が行われました。

団交でもウィザスは最終陳述で突然始めた団交をしないと云ってないという主張を繰り返すなど、府労委命令の重さを受け止めてはいませんでした。組合は、労使関係の真の改善を求め、今後の誠実団交、組合員への未払い賃金の支払い、労働条件変更の組合への通知などを要求しました。団交は継続していますが、今後の誠実な対応が望めないとすれば、府労委係争事件の調査に戻ることになるでしょう。全てはウィザスの姿勢にかかっています。

菱田 智洋（ウィザス支部代表）

当面の日程

- 2月18日（土）豊崎西公園
13:30～ 集会 15:00～ サントデモ
労働組合つぶしの大弾圧許さない
全国アクション（地下鉄中津駅下車）
- 2月24日（金）戦争をやめろ！
18:30 集会 中之島公園女性像前
19:10～ デモ
しないさせない戦争協力関西ネット
- 2月26日（日）ドーンセンター4F
あの戦争はなんだったのか映画祭
10:00～ 11:30～13:00～ 15:20～
- 3月18日（土）エルシアター
13:50～ 開会 集会後デモ
アジアの平和 2023春関西のつどい
講演：ジャーナリスト 金平茂紀さん
「ウクライナ・改憲・統一教会」

文化おちこち (253) 違ったまんまで一緒に生きよう (4)

【多様なボランティア】

現在のこども教室は十数名の実行委員と数十名のボランティアによって支えられています。10代の大学生から70代までと幅広く、小・中・高校・大学の現職や退職教員、会社員、福祉職、マスコミ関係、映像作家、弁護士など多岐に渡っています。

【運営の仕方】

こども教室は実行委員会形式で運営されています。日常の連絡・報告以外に月1回定例の実行委員会があります。トップが決めた事を下に降ろすのではなく、各実行委員の様々な意見や時には「雑談」を積み重ねて決めていきます。実行委員は色々な職業・経験を持っているので、それを活かすのに適した方法だと思われれます。民俗学者宮本常吉著「忘れられた日本人」に出てくる対馬の「寄りあい」に似ているかもしれません。会議参加者の納得が大切にされています。

実行委員会とは別に合同ケー

ス会議というのも月1回開かれます。これはこども教室の活動地域に関係するこども食堂や行政機関などで、こども・家庭の見守りを連携して行うためのものです。

【地域への広がり】

地域の住民自治会や飲食店などが支援の声を掛けてくれます。コロナ禍前は夏の盆踊り、新春の餅つき大会への参加は恒例でした。盆踊りではテント一張を休憩場所に用意してもらえ、飲食券の支給もあるという歓迎ぶりでした。焼き肉店、寿司店からの招待もありました。寿司屋さんではこどもの注文に応じて好きなだけご馳走になりました。満腹になったあとは、寿司を握るという体験もさせてもらいました。感心したのは、こどもが握った寿司を店員さん達がお客さん役になって食べてくれたことです。焼き肉店では肉をさばくところから見せてもらうことができました。

(Machcheck)



韓国民弁 組合訪問

2023/2/12の朝日新聞にも掲載された「韓国民主社会のための弁護士会」の弁護士35名が2月10日夕刻、教育合同の事務所を訪れました。大阪労働者弁護団、教育合同、大阪全労協の参加者を加えると45名。事務所すし詰め状態での「組合訪問」となりました。

双方の挨拶の中で、かつて韓国にも全労協の組織があったことが語られ、今日のこの時間を日韓連帯の大切な時間としたいと韓国側代表は述べられました。その後、大阪全労協事務局長、教育合同執行委員長・書記長が、それぞれの団体の歴史と特徴、今抱えている問題について話をしました。教育合同からは、特に「進む日本の公務員の非正規化」「労働者として不利な状況に追い込まれる会計年度任用職員」「人気のない教員、



教員不足」の問題を取り上げて話をしました。大阪教育合同が「地公法」「労組法」双方の法律が適用される混合組合であることに興味を持たれ、質問が出ました。労弁と組合の関係についても質問が出ました。約1時間の説明・質疑応答のあと「真実は沈まない」を日韓両国語で歌いました。

訪問終了後、懇親会が持たれ、夕食を共にしました。翻訳機片手に、話が弾みます。日本では報道されない日本の労働組合弾圧事件が韓国では報道されているようで驚きました。

高田晴美（副執行委員長）



1962年キューバ危機と台湾有事の地政学的背景▼大陸に近接した島嶼という「地」は同じでも、「政」は大きく異なる▼キューバでは米国CIA主導によるキューバ侵攻に対抗してソ連から核ミサ

イルを導入▼中国本土では第二次国共内戦に敗れた蒋介石一派が日本の敗戦で空白になった台湾に逃げ込んだ▼日本の意思にかかわらず米国の思惑で核戦争の瀬戸際に立たされる恐怖と理不尽さは60年を経ても変わらない。